地水火風

牧野恒一

札幌グループホームの火災

またか、と言うべきか。札幌市のグループホームで火災が発生し、多くのお年寄りが亡くなった。平成19年に強化されたスプリンクラーの設置基準に満たない規模で、この種の小規模施設にスプリンクラーを設置すべきか否か、の論争を引き起こすことにもなりそうだ。3月7日には、静岡県三島市の有料老人ホームの火災で一人が亡くなっている。今回は、このグループホームの火災を考えてみたい。

［札幌市のグループホームの火災］

この火災は、3月13日未明、札幌市北区にある認知症高齢者グループホーム「みらい　とんでん」で発生し、入所者7人が死亡、宿直の女性職員1人が重傷（ほかに入所者1人が軽傷）を負ったものだ。

建物は、木造2階建て延べ面積248㎡で、1階のストーブ付近から火が出て燃え広がり、焼け跡から1階で5人、2階で2人の遺体が発見された。

この建物は、2世帯住宅を改装してグループホームとして使用していたもので、階段は一つしかなく、自動火災報知設備（自火報）は設置されていなかった。平成19年の消防法令の改正で、自火報と消防機関に自動的に通報する設備の設置義務はあったが、平成24年3月までは猶予期間中だったため、違反ではないようだ。

「訓練はなされていた」との報道もあるが、消防計画は未届けで、ソフト面では違反もある。

［なぜ多数の死者が出たのか］

多数の死者が出た原因については今後の消防の調査を待たなければならないが、関係機関の資料などを見れば想像はつく。入所者が認知症高齢者で避難困難であるのに、自火報が設置されていなかったため、火災が小さいうちに発見できず、気づいた時には消火不能で、避難誘導もできなかった、ということだろう。

では、自火報と通報設備を設置していれば、死者は出なかったのだろうか？宿直者の対応次第ではあるのだが「Yesの可能性はかなり高い」というのが私の考えだ。

煙感知器の精度は極めて高く、ちょっと煙が出て来た程度で感知できる。それでは火災でないのに警報が鳴ることが多くて困るので、すぐには警報を出さずに機械の中でチェックをかけたりしているが、それでも十分早く警報が鳴る。昭和40年代に、病院やホテルで煙感知器と自火報の設置が義務づけられたら、たった5年で、平均焼損面積が10分の1に減少した、というデータもある。

職員は、警報が鳴ったら、火が出る可能性があるところをチェックして消火すればよい。自火報があれば、燻っている程度の段階で発見でき、消火器すら必要ないことも多い。煙だけだったり、炎が上がっていても小さかったりすれば、そう慌てずに対応できる。

だが、消火しないでいれば、火はやがて大きくなる。大きくなった火を見ると、普通の人は逆上する。落ち着いて対応すれば消火器で十分消える程度の火でも、慌てて消し損なってしまうこともある。

「火災ではないか」と気づいて対応し始める時間が数十秒違っただけで、結果が大きく違ってくる可能性があるということだ。

大きなビルで自火報が発報した場合、どこで火が出たのか探さなければならないエリアは最大500㎡ある。そのエリアまで行くのにも時間がかかる。だが、この施設は250㎡足らずで、火の出そうなところも限られている。入所者の居室で火が出たならともかく、今回のケースなら、ストーブが火源（たばこなどと違って火源が大きいため、火の立ち上がりが早い可能性がある）だという分間に合ったのではあるまいか。

［スプリンクラーは必要か］

この程度の小規模施設にスプリンクラーを設置すべきかどうか、という問題は悩ましい。

平成18年に長崎県のグループホームの火災で7人のお年寄りが亡くなり、平成19年にスプリンクラーの設置基準が強化されて、この種の施設については「1000㎡以上」から「275㎡以上」となった。

規模が大きければ、自火報が発報してから火元を発見して消火を開始するまでに時間がかかるし、避難させなければならない入居者も多く、避難距離も長くなるので、この種の施設にスプリンクラーは必須だろう。

だが、規模が小さくなってくると、前述のようにスプリンクラーなしでも何とかなる可能性は高くなってくる。それでも所詮は人間の対応に頼ること。スプリンクラーに比べれば失敗する可能性がある程度高くなってしまうことはやむを得ない。

問題は、この種の施設にどこまで安全を求めるか、ということだろう。

これについては、本欄でも何度も考えて来た（「グループホームの火災と住宅用スプリンクラー（平成18年4月10日、5月10日）」、「介護施設等の防火対策の強化（平成19年6月25日）」、「静養ホーム「たまゆら」の火災を考える（平成21年4月10日）」…セキュリティ産業新聞ホームページ「連載」コーナー参照）。

［介護の実態と安全水準とのバランスを考えるべき］

グループホームと介護保険は、それまで家族が個人的に対応せざるを得なかった認知症高齢者の介護を社会的に引き受ける途を開いた。このこと自体、画期的だ。

だが、実態を見ると、年金や生活保護の金額と施設利用費とがギリギリで拮抗しているケースも多く、月々の利用料が1000円上がっただけで利用できなくなる人が相当出てしまう可能性もあるようだ。

水道直結型スプリンクラーの設置費用は、本格的なスプリンクラーに比べると遥かに少ないが、それでも月々の利用料にはね返るのはきついだろう。

そういう介護の実態を考慮しつつ、スプリンクラーなしでも社会的に許容できる安全水準を確保できるかどうか、ということが問われている。

私自身は、この程度の規模なら十分可能だと考えている。

もちろんそのためには、内装を燃えにくいものにするとか、火災や煙を閉じ込めることができるように区画を形成しやすくするなどの一定の建築的な配慮が必要だし、職員はその配慮を良く頭に入れて、火災が発生した場合の対応行動をあらかじめ考えておき、そのための訓練もしておかなくてはならない。

大変そうに見えるかも知れないが、この種の施設の職員は、「火災が起こったら大変なことになる」と日頃から感じており、そのための方法論を欲しがっている。

他の施設なら億劫がられる避難訓練なども、この種の施設では、入所者が心待ちする行事の一つとして捉えられる側面もある。

そんなことを頭に入れ、スプリンクラーに頼ることだけを考えずに、そろそろ本気で丁寧な対策を考えるべき時期に来ているのではないだろうか。